

## 倫理委員会にて承認された治療方法のお知らせ

当院の倫理委員会にて下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬・治療を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。

### 記

実施内容 : せん妄に対する薬物治療における向精神薬の使用  
診療科 : 全診療科  
対象者 : せん妄と診断された患者、及びせん妄が疑われる患者  
承認期間 : 2026年2月16日～永続的に使用

#### 【目的・治療法】

せん妄とは、身体疾患や薬剤、手術、環境変化などが原因となり、一時的に軽度から中等度の意識障害を呈する状態です。せん妄は身体治療を受けている全ての患者に起こる可能性があり、特に高齢者や認知症の患者では起こりやすいとされています。当院ではガイドラインや文献等に基づき、向精神薬を保険適応外で使用し、せん妄の治療を行っています。せん妄に対する抗精神病薬の使用について、添付文書上は適応外ですが、社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例においてハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、ペロスピロンがせん妄に対する治療薬として記載され社会的にも認知されています。個々の症状や背景に応じて、適切な薬剤を選択し薬物治療を実施して参ります。

その他、精神科の医師の判断のもとオランザピン、アリピプラゾール、ブロナンセリン、バルプロ酸 Na、トラゾドン、ミアンセリン、チアプリドも選択肢に加え、個々の症状や背景に応じて、適切な薬剤を選択し薬物治療を実施して参ります。

#### 【想定される不利益と対策】

各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同様・同等と考えられます。副作用が出現した場合には、通常診療にて対応し、必要に応じて専門医へ相談し治療して参ります。

#### 【救済制度について】

この治療による副作用・合併症が発生した場合には、適切な診療と治療を行いますが、電子添文（添付文書）で定められた使用方法ではないため（適応外使用）、『医薬品副作用被害救済制度』の対象外となる可能性があることを予めご承知おき下さい。

以上